

日本赤十字社等に寄せられた義援金とその配付状況

[全体状況]

日本赤十字社と中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団の四団体に寄せられた国内外の皆様方からの東日本大震災の義援金は、8月3日現在で3,087億円に達し、引き続き増えています。皆様方の温かいご支援に感謝申し上げます。

この義援金は、日本赤十字社等から、まず被災都道県に送金され、各都道県の義援金配分委員会で被災者への配付基準が定められます。その上で、市町村を通じ、銀行口座振込などの形で、被災者の御手元に届けられています。

日本赤十字社等では、宮城県など被害が大きかった地域での未確定の被害に対応するための当面の留保分を除き、順次送金することとしており、2,595 億円が都道県に送金されています。

<第1次分について>

第1次分については、4月に基本方針（※1）が定められ、862 億円が市町村に送金されています。

被災者への配付状況は、配付額で680 億円、配付件数で23万6,831 件となっており、市町村に送金された義援金の約8割が被災者のお手元に届いています。

（※1）4月に定められた基本方針

- | | | |
|-----------|--------|------|
| ・死亡・行方不明者 | 1人当たり | 35万円 |
| ・住宅全壊（焼） | 1戸当たり | 35万円 |
| ・住宅半壊（焼） | 1戸当たり | 18万円 |
| ・原発避難関係世帯 | 1世帯当たり | 35万円 |

<第2次分について>

第2次分については、6月に基本方針（※2）が定められ、1,391 億円が市町村に送金されています。

第2次分の被災者への配付基準については、各都道県の義援金配分委員会で決定されていますが、福島県を除いて概ね第1次分の対象と同様とされていて、この場合は新たな罹災証明書の発行や振込口座の確認等が不要ですので、第1次分以上のスピードで配付が進んでいます。配付方法を変更した福島県を除いて、第2次分の配付件数と第1次分の配付件数を比較すると、約7割（第2次分 10万7,350 件 ÷ 第1次分 14万9,694 件）となっています。

（※2）6月に定められた基本方針

- ・被災の程度に応じて被災都道県に配分する。この際、便宜、死亡・行方不明者の数、全・半壊の戸数、原発避難関係世帯の数を、被害の程度の指標とする。
- ・特段の事情がない限り、このルールに基づき定期的に被災自治体に配分する。

[被災都道県別の状況]

(1) 被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の状況

○岩手県

- ・第1次分は、約8割の配付が完了しています。
- ・第2次分は、既に1次分を配付した方への配付が概ね完了しています。

○宮城県

- ・第1次分は、約7割の配付が完了しています。県全体の3割弱のシェアを占める仙台市では、被害が大きく、義援金や各種支援の前提となる罹災証明書の発行になお多くの時間が必要な状況にあり、約4割の配付に留まっています。なお、仙台市を除いた配付率をみると、約9割となります。
- ・第2次分は、4市町で配付を開始していませんが、既に第1次を配付した方の約7割への配付が完了している状況です。なお、仙台市を除いた場合には約8割となります。

○福島県

- ・第1次分は、約9割の配付が完了しています。
- ・第2次分は、
 - ① 第2次分は市町村に対して被災状況に応じて枠配分とすることとし、市町村に義援金の配付基準を委ねることとされたため、市町村における義援金の配付基準の策定手続きが新たに必要となったこと
 - ② 東京電力から原発事故の仮払金が支払われた地域の市町村を中心に、第1次分の世帯単位の考え方から第2次分は個人単位に切り替える方針ですので、その分、時間を要するなどの事情があり、他の2県と比較すると、配付に時間を要している状況にあります。

(2) その他12都道県の状況

○北海道

1市を除き、第1次分、第2次分ともに配付がすべて完了しています。

○青森県

第1次分、第2次分ともに、配付が概ね完了しています。

○山形県

第1次分、第2次分ともに配付がすべて完了しています。

○茨城県

- ・第1次分は、約7割の配付が完了しています。
- ・第2次分は、既に第1次分を配付した方の約5割への配付が完了しています。しかし、21市町において第2次分の配付を開始していない状況です。

○栃木県

- ・第1次分は、約8割の配付が完了しています。
- ・第2次分は、既に第1次分を配付した方の約9割への配付が完了しています。

○群馬県

- ・第1次分は、2市を除き配付が完了しています。
- ・第2次分は、一部で配付が遅れている市町がありますが、全体の配付件数が少ないところから、順次配付が進むことが見込まれます。

○埼玉県

- ・第1次分は、6市において配付を開始していない状況にあり、全体の配付率も約3割に留まっています。
- ・第2次分は、14市町で配付を開始しません。

○東京都

- ・第1次分は、約8割の配付が完了しています。
- ・第2次分は、既に第1次分を配付した方の約9割への配付が完了しています。

○千葉県

- ・第1次分は、約6割の配付が完了しています。なお、液状化現象に伴う被害認定の遅れの影響等により支給が遅れている浦安市を除いた配付率をみると、約9割となっています。
- ・第2次分は、既に第1次を配付した方の約6割への配付が完了しています。なお、20市町で第2次分の配付を開始していません。

○神奈川県

- ・第1次分は、5市で配付を開始しておらず、約2割の配付に留まっています。
- ・第2次分は、既に1次分を配付した方への配付は概ね完了しています。

○新潟県

- ・第1次分、第2次分ともに、配付が概ね完了しています。

○長野県

- ・第1次分、第2次分ともに、配付がすべて完了しています。

厚生労働省は、日本赤十字社等と協力し、配付の促進に向け、引き続き、都道県や市町村に働き掛けています。関係都道県や市町村の御尽力を改めてお願ひ申し上げます。